

教養教育研究年報刊行要領／要項

1. 刊行について

教養教育研究年報（以下「研究年報」という。）は、教養教育センターが原則として毎年1回刊行する。ただし、教養教育センター委員会（以下「センター委員会」という。）の議を経て承認された場合、随時刊行することができる。

2. 編集等について

研究年報の編集は、教養教育センター長、地域貢献推進専門委員長および地域貢献推進専門委員会委員のうちセンター委員会により選出された者が行う。

3. 投稿資格

次の各号のいずれかに該当するものに限り、研究年報に投稿することができる。

- (1) 原則として教養教育センター専任教員（以下「専任教員」という。）
- (2) 専任教員以外で、専任教員の研究に協力した者。ただし、専任教員との共著とし、筆頭著者は専任教員とする。
- (3) 教養教育センターを退職した専任教員で、退職後1年以内の者。ただし、普通退職の場合は年度内、定年退職後再雇用された場合については、再雇用期間終了後1年以内とする。
- (4) 教養教育センターの非常勤教員で、センター委員会で承認された者。
- (5) 専任教員以外の本学教員で、センター委員会で承認された者。

4. 投稿規定

次のとおり研究年報の投稿規定を定める。

- (1) 原則として、研究年報に掲載される教養教育センターの研究活動成果（原著論文、資料、調査報告、総説等。以下「論文等」という。）は、和文の場合については20,000字以内、欧文の場合については5,000語以内とし、これを超える場合、枚数追加の可否についてセンター委員会の議を経て決定する。
- (2) 原稿の本文の文字サイズは10～12ポイント程度を用いることが望ましい。
- (3) 他誌に掲載した論文等を本研究年報に転載するか、または本研究年報より他誌に転載する場合には、掲載について関連機関全てからの承認を得なければならない。更に、脚注に一次出版の論文の著者、タイトル、掲載雑誌名、巻数、号数、ページ、発行年を明記すること。
- (4) 投稿原稿の採否は地域貢献推進専門委員会の議を経てセンター委員会で決定する。なお、必要に応じて編集担当者以外の専門家の意見を求めることがある。
- (5) 研究年報に掲載する論文等の枚数、写真、図版等の状況により、センター委員会の議を経て費用の一部または全部を著作者の個人負担とすることがある。
- (6) 研究年報に掲載された論文等は岩手医科大学リポジトリを通してweb上で公開される。
- (7) 研究年報に掲載した論文等の著作権（複製権および公衆送信権）は教養教育センターに帰属するものとする。ただし、著作者本人が自らの論文等を利用することは原則自由とする。